

茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市条例第 3 0 号

茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年茅ヶ崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 9 条」を「第 3 3 条」に、「（第 3 0 条・第 3 1 条）」を「（第 3 4 条・第 3 5 条）」に、「（第 3 2 条）」を「（第 3 6 条）」に改める。

第 1 条中「及び第 2 項の」を「から第 3 項まで及び第 5 項の」に改める。

第 2 6 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第 2 7 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

育児休業法第 1 9 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、3 0 分を単位として行うものとする。

第 2 7 条第 2 項中「第 1 7 条の 3 第 1 項の規定による」を「第 1 7 条の 3 第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する」に、「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に、「第 6 1 条第 3 2 項において読み替えて準用する同条第 2 9 項」を「第 6 1 条の 2 第 2 0 項」に改める。

第 6 章中第 3 2 条を第 3 6 条とする。

第 5 章中第 3 1 条を第 3 5 条とし、第 3 0 条を第 3 4 条とする。

第 2 9 条を次のように改め、第 4 章中同条を第 3 3 条とする。

（部分休業の承認の取消事由）

第 3 3 条 育児休業法第 1 9 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

第 2 8 条中「職員が」の次に「育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する」を加え、同条を第 3 2 条とし、第 2 7 条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第 2 8 条 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時

間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第29条 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第30条 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第31条 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（第33条において「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における改正後の第30条の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

3 茅ヶ崎市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年茅ヶ崎市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第21項中「定年前再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務の職を占める職員」に改め、「及び同条例第27条」を削る。